

## 船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月12日 14時00分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市西之表港沖防波堤北端 西之表港沖防波堤北灯台から真方位350°30m付近 (概位 北緯30°44.6′ 東経130°58.9′)
事故の概要	引船第四十八美代丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第四十八美代丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	292-45024鹿児島、藤田建設興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	両舷プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、西之表港沖防波堤北端の工事現場に消波ブロックの据え付けを行う目的で、西之表港中央ふ頭から起重機船（非自航）をえい航した。</p> <p>本船は、沖防波堤北端の工事現場に到着してえい航索を放した後、次の作業場所である起重機船の右舷側に移動しようと、船長が急いで本船を前進させたところ、両舷プロペラが防波堤の周囲に敷設された海面下の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約2.6mであった。</p> <p>船長は、沖防波堤北端の工事現場への起重機船のえい航に慣れていた。</p> <p>船長は、防波堤の周囲に敷設された消波ブロックが海面下にあることを知っており、起重機船を沖防波堤北端の工事現場にえい航する際、目視で沖防波堤との距離を確認したが、消波ブロックとの距離が十分になかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、起重機船のえい航を終えて単独で移動を開始する際、付近の海中に存在する消波ブロックとの距離が十分になかったことから、前進したところ、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、起重機船のえい航を終えて単独で移動を開始する際、付近の海中に存在する消波ブロックとの距離が十分になかったため、前進したところ、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

	えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・海中障害物がある場所で作業する場合は、障害物との距離を十分に確保すること。</li></ul>